標準様式2－1

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

（ホームページ掲載日：平成23年1月14日）

<table>
<tr><td colspan="4">開催日及び場所</td><td>平成22年12月22日（水曜日）　中会議室</td></tr>
<tr><td colspan="4">委員</td><td>前田　憲秀（前田憲秀税理士事務所）
青木　豪（青木法律事務所）
西村　進（西村公認会計士事務所）</td></tr>
<tr><td colspan="4">審議対象期間</td><td>平成22年7月1日～平成22年9月30日</td></tr>
<tr><td colspan="4">審議対象案件</td><td>364件　うち、1者応札案件30件
契約の相手方が公益財団法人の案件　7件</td></tr>
<tr><td colspan="4">抽出案件</td><td>87件　うち、1者応札案件　7件
（抽出率　23．9%）　（抽出率　1．9%）
契約の相手方が公益財団法人の案件　0件
（抽出率　0%）</td></tr>
<tr><td rowspan="13">抽出案件内訳</td><td rowspan="5">工事</td><td colspan="2">一般競争</td><td>86件　うち、1者応札案件　7件
契約の相手方が公益財団法人の案件　0件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指名競争</td><td>公募型指名競争</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>工事希望型競争</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>その他の指名競争</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">随意契約</td><td>2件　うち、1者応札案件　0件
契約の相手方が公益財団法人の案件　0件</td></tr>
<tr><td rowspan="7">業務</td><td colspan="2">一般競争</td><td>31件　うち、1者応札案件　0件
契約の相手方が公益財団法人の案件　0件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指名競争</td><td>公募型競争</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>簡易公募型競争</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>その他の指名競争</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">随意契約</td><td>公募型プロポーザル</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>簡易公募型プロポーザル</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>標準型プロポーザル</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>219件　うち、1者応札案件　22件</td></tr>
<tr><td>その他の随意契約</td><td>24件　うち、1者応札案件　0件
契約の相手方が公益財団法人の案件　0件</td></tr>
</table>

物品・役務等	一　般　競　争	契約の相手方が公益財団法人の案件17件
	指　名　競　争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	2件　うち、1者応札案件　1件 契約の相手方が公益財団法人の案件　0件
	随意契約（その他）	該当なし
（特記事項）		

	意見・質問	回　　答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	1　調査・設計業務において、第2四半期は随意契約（緊急）を24件実施しているが、(株)北海道森林土木コンサルタント、(株)森林テクニクス札幌支店に集中しているのはなぜか。	1　年度当初、緊急的な調査・設計業務を実施できる業者について公募して登録しており、災害等により緊急的な調査・設計業務を実施する必要が生じた場合、この登録された業者すべてに対して見積を依頼し、見積額が最低価格の者と契約を締結している。 その結果として当該2社との契約数が多かったものである。
	2　会社概要の説明で、(株)北海道森林土木コンサルタントが平成19年度の設立とあるが、実績等についてはどうか。	2　(株)北海道森林土木コンサルタントは、かつて（財）林業土木コンサルタンツとして、全国に支店を置く組織であったが、平成19年に財団法人を解散し、現在の会社が設立されたところであり、それまでの契約実績をそのまま継承した形で登録している。
	3　(株)森林テクニクス札幌支店における役員について、林野庁OBの在籍はないということであるが、全国的に見た場合はどうか。	3　林野庁OBの全国的な在籍状況についての正確なものについては、後ほどお知らせすることとしたい。
	4　平成20年度から災害復旧調査業務の委託対象者の公募要項により実施しているようであるが、それ以前はどうしていたのか。	4　平成19年度から契約の適正化、一般競争入札化に取り組み、平成20年度から基本的に一般競争入札で執行しているもので、緊急的な随意契約についても、適正化の一環としてこれまで以上の透明性を図るためにこのような公募形式にしたものである。
	5　総合評価落札方式による入札の場合、落札業者は評価点を知ることが出来るのか。	5　入札執行後であればその結果について、入札筆記書（入札者、入札金額、技術評価点、評価値等）を公表しているので、知ることが出来る。

	6　業者が評価点等を推測して入札することは可能なのではないか。	6　個々の契約物件毎に現地条件を踏まえた工程・品質管理や安全・環境対策等の技術提案をしてもらい、それらも含め技術評価点の採点をしているため、過去の入札結果から完全に技術評価点等を推測することは難しいと考える。 ただし、同種同様の工事の入札であれば、過去の入札結果を基にある程度推測することは可能であると考えられる。
	7　留萌北部署で発注した調査・設計業務で（株）北海道森林土木コンサルタントが受注しているが、当該受注業者の事業所から距離的に遠いようであるがどうか。	7　札幌市に技術者がいることが多いが、少々の距離があっても出張で対応可能なので、当該契約についても落札できたものと考える。
	8　調査・設計業務の発注が集中した場合、技術者の配置は出来るのか。	8　発注期間の中で技術者のやり繰りが対応可能と聞いており、全国的規模のコンサル会社については、本州から技術者の応援があったと聞いている。
	9　E1の宿舎建築工事の入札筆記書で「低入札価格調査実施」とあるが、これは何か。 また、そうした場合に調査する基準はあるのか。	9　低入札価格として調査をするための「調査基準価格」を設定し、それより入札価格が下回った場合、その価格で履行及び品質が確保できるかなどを調査することとしている。 調査には入札価格の内訳書、会社の決算書、労働基準監督署等への聞き取り等、調査する項目が通達に定められており、それに従い調査を実施し、業者が間違いなく履行可能と判断された場合については、調査基準価格を下回っていても落札者として決定している。
	10　調査基準価格の設定については定めがあるのか。	10　予定価格が1千万円を超える場合は設定することができることとなっている。
委員会による意見の具申又は勧告内容 ［これらに対し部局長が講じた措置］	なし	

事務局：北海道森林管理局企画調整部業務調整課

（注1）　必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注2）　公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。